

消保第 2185 号
令和 4 年 7 月 28 日

各液化石油ガス販売事業者 }
各液化石油ガス保安機関 } 殿

山梨県防災局消防保安課長
(公 印 省 略)

保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等について (通知)

液化石油ガス販売事業者の皆様方には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化につきまして、日ごろからご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、液化石油ガス販売事業者による充填容器の配送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山岳地域に液化石油ガスを供給する場合は、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく特則承認申請が必要となります。

当該地域に現に液化石油ガスを供給しており、未だ特則承認の申請を行っていない場合は、早急に当該申請の手続きを行うようお願いいたします。

なお、制度の詳細等については裏面に記載されたサイトで公表していますので参考としてください。

【問い合わせ先】

山梨県防災局 消防保安課

保安管理担当 小田切

電話：055-223-1434

【裏面】

○山小屋等における特則承認について（平成24年度業務主任者管理者研修会資料）

<http://www.kan-eki.jp/pdf/kensyukai/20121129-3.pdf>

○山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/shinseimanyuaru.html#A21

○特則承認を受けた液化石油ガス販売事業者及び対象となる山小屋等一覧（R4年1月更新）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/yamagoyaichiran.pdf

<参考サイト> 山溪の営業小屋リスト

https://www.yamakei-online.com/lodge/index.php?big_area=&small_area=&ken=&bunrui=%E5%96%B6%E6%A5%AD%E5%B0%8F%E5%B1%8B&name=